

令和4年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添3-1

(公正取引委員会4-③)

施策名	競争政策の普及啓発等 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価				
施策の概要	①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を実施する。				
達成すべき目標	①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。				
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求額
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	9,233	9,456	11,616	10,454
	補正予算(b)	0	▲ 1,390	0	
	繰越し等(c)	0	0		
合計(a+b+c)	9,233	8,066			
執行額(千円)	5,168	5,775			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表件数	実績値					評価対象年度	達成	
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度～令和3年度	目標達成	
		0件	1件	2件	2件	3件			
	年度ごとの目標値		1件以上						
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等のアクセス件数	実績値					評価対象年度	達成	
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度～令和3年度	目標超過達成	
		0件	13,052件	6,920件	27,623件	38,882件			
	年度ごとの目標値		-						
	競争評価に関する検討会議の開催回数	実績値					評価対象年度	達成	
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度～令和3年度	目標達成	
		2回	3回	3回	3回	3回			
	年度ごとの目標値		-						
	各府省において実施された規制の政策評価の件数に対して競争評価チェックリストを用いた競争評価が実施された件数の割合	実績値					評価対象年度	達成	
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度～令和3年度	目標達成	
		100%	100%	100%	100%	100%			
	年度ごとの目標値		-						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>上記測定指標のうち、「政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表件数」については、令和元年度以降は毎年2件以上の実態調査報告書等を公表するなど、数値目標を達成している。また、国民の関心が高い分野に関する実態調査を行っていることから、実態調査報告書等には多数のアクセスが寄せられているものと考えられる。</p> <p>また、上記測定指標のうち、競争評価に関する2つの指標については、競争評価に関する検討会議は目標どおりの開催ができており、また、各府省が実施する競争評価チェックリストを用いた競争評価についても全件で実施されている。</p> <p>以上から、本件取組により、政府規制分野等における競争政策の普及啓発が行われ、政府規制等の見直しや各府省における規制の政策(事前)評価における競争評価の定着が図られるなど、競争的な市場環境の創出が進展したと考えられる。</p>
	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表を通じて競争政策上の考え方を示す取組は、政府規制等の見直しを推進し、競争的な市場環境の創出に必要かつ有効であり、また、実態調査の対象となった分野の関係省庁と連携しながら実施することで、関係省庁の競争政策に対する理解度を高めるとともに、速やかな政府規制等の見直しにつなげられている。さらに、各実態調査報告書等のウェブサイトには、目標値を大幅に超える多数のアクセスがあるなど、効率的に内容を周知することができたと評価できる。</p> <p>また、競争評価検討会議を定期的開催し、各府省から提出された競争評価チェックリストを分析し、各府省に分析結果をフィードバックする取組は、各府省における規制の政策(事前)評価に当たっての競争評価の定着や内容の向上に資するものであり、これにより、各府省において適切な競争評価が行われることになり、競争的な市場環境の創出に必要かつ有効であったと評価できる。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応していくためには、①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策(事前)評価に係る競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を図る必要性が高いため、現在の目標を維持し、引き続き、政府規制分野等に関する調査・検討、各府省における規制の政策(事前)評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省における実効性の高い競争評価の実施・競争評価の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために必要かつ有効であったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、本件取組を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省による実効的な競争評価の実施の定着を図り、競争的な市場環境の創出に努める。 ただし、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等のアクセス件数」については、目標値を大幅に超過したアクセス件数となっていることから、現在の目標値である5,000件から10,000件に見直すこととする。これに伴い、実態調査報告書等の更なる周知活動に努める必要がある。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○ 競争評価チェックリストを活用して各省の規制をよりよいものに改善してもらうことが重要であると思われるところ、同チェックリストの改善等は検討しているのか。(中村委員) (年2、3回開催される競争評価検討会議の場でも各省の規制に対して指摘等を行っているところであるが、同チェックリストについても必要に応じて適宜見直していきたい旨回答した。)</p> <p>○ 各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数が令和2年度から圧倒的に増えており、取組としてはよいが、今後のアクセス件数の目標値を5千件から1万件に変更しているところ、1万件とした理由は何か。(南島委員、小林委員、池谷委員) (目標を何件にするかは非常に難しいところであるが、これまでの上手くいった取組を活かしつつ、今後も世の中の関心が高い分野を選定し、世の中に必要とされる取組を維持していくよう目標値を倍増させた旨回答した。)</p> <p>○ 携帯電話市場における競争政策上の課題についてフォローアップ調査を実施しているように、他のテーマについても継続的にフォローアップ調査を実施することが効果的なこともあると思う。(多田委員) (令和2年度に公表した家計簿サービス等に関する実態調査及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査については今年からフォローアップ調査を実施しているところである。今後もテーマに応じてフォローアップ調査を実施していきたい旨回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成30年6月28日</p> <p>②「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和元年6月28日</p> <p>③「中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和元年6月28日</p> <p>④「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和2年4月21日</p> <p>⑤「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和2年4月21日</p> <p>⑥「携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和3年6月10日</p> <p>⑦「新規株式公開(IPO)における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和4年1月28日</p> <p>⑧「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和4年2月8日</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>調整課長 天田 弘人</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年4月～7月</p>
--------------	--------------	-------------------------------------	-------------------	-----------------	------------------

実績評価書資料

担当課 経済取引局調整課

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

政府規制分野等に係る調査・検討及び評価

【具体的内容】

2. 施策の目標（目標達成時期）

①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。（平成 30 年度ないし令和 3 年度）

3. 評価の実施時期

令和 4 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争的な市場環境を創出する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

公正取引委員会は、政府規制等に関して実態調査報告書の公表を通じて競争政策上の考え方を示し、政府規制等の見直しを促し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めている。

また、実態調査を実施した際には、報告書を作成し、公正取引委員会のウェブサイトで公表するとともに、必要に応じ、説明会、講師派遣等を実施し報告書の説明を行っている。

平成 30 年度ないし令和 3 年度における実態調査報告書の公表状況は、表 1 のとおりであり、各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数は、表 2 のとおりである。

表 1 実態調査報告書の公表状況

年度	公表日	報告書名
平成 30 年度	H30. 6. 28	①携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成 30 年度調査）
令和元年度	R1. 6. 28	②小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について
	R1. 10. 1	③中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について
令和 2 年度	R2. 4. 21	④家計簿サービス等に関する実態調査報告書
	R2. 4. 21	⑤QR コード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書
令和 3 年度	R3. 6. 10	⑥携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和 3 年度調査）
	R4. 1. 28	⑦新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について
	R4. 2. 8	⑧官公庁における情報システム調達に関する実態調査について

表 2 各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数（注）

	評価対象期間の実績値（件）			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計	13,052	6,920	27,623	38,882
①	13,052	2,723	3,133	1,195
②	-	2,454	721	303
③	-	1,743	685	346
④⑤	-	-	23,084	3,645
⑥	-	-	-	10,721
⑦	-	-	-	7,817
⑧	-	-	-	14,855

（注）④と⑤の報告書は同じページ内に掲載されていることから、アクセス件数についてもまとめて計上している。

- (2) 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の定着
行政機関が規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を、行政

機関自らが予測・評価するものとして、平成 19 年 10 月から規制の事前評価が行われてきた。規制の事前評価のうち、市場の競争状況に与える影響を予測・評価する競争評価は、規制の事前評価の一部として平成 22 年 4 月から試行的に実施されてきた。

平成 29 年 7 月 28 日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価は、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要である等とされた。それを受け、公正取引委員会は、競争評価の手法として、同年 7 月 31 日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価チェックリストを作成し、公表した。また、同年 9 月 26 日に、これらを補完し、試行的実施の際に作成した手引に代わるものとして、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を作成し、公表した。

改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成 29 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、競争評価も同年 10 月 1 日から本格的に実施されている。

公正取引委員会は、試行的実施時から引き続き本格的実施後においても、競争評価の定着及び内容向上のため、以下のア及びイの取組を行っている。

ア 競争評価検討会議

公正取引委員会は、各府省がより充実した競争評価を実施するための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の政策（事前）評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて競争評価検討会議を開催している。

平成 30 年度ないし令和 3 年度においては、年 3 回の競争評価検討会議を開催しており、各府省が作成した競争評価チェックリストの分析、競争評価の手法の改善に向けた検討を行った。

また、令和 2 年度においては、競争評価検討会議における議論を踏まえつつ、競争評価チェックリストの利便性を向上させる観点から、当該チェックリストの改定を行った。さらに、令和 3 年度においては、競争評価チェックリストの更なる充実化を促進する観点から、これまでに提出された競争評価チェックリストの中から、各府省の参考に資するもの選定し、競争評価検討会議での議論を経て、グッドプラクティスとして公表した。

イ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェック

リストを用いた競争評価

公正取引委員会は、競争評価を各府省に定着させ、適切に実施してもらうため、各府省からの相談を受け付け、単に疑問点に回答するだけでなく、競争評価チェックリストの記載に当たっての考え方や検討方法、競争評価の基礎となる競争評価の基本的な考え方を説明している。

また、毎年総務省が開催している各府省担当者向けの規制の政策評価に関する研修においても、競争評価の説明を行っている。

各府省が実施した規制の政策（事前）評価の件数に対して、競争評価チェックリストを用いた競争評価が実施された件数の割合は、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度で100%となっている。

6. 評価

(1) 必要性

ア 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応していくためには、政府規制分野等における新たな課題について、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を端的に指摘するとともに、それらの問題点等についての考え方を提示し、関係省庁等に対して、政府規制等の見直しを働きかけることにより、競争的な市場環境を創出することが必要である。

イ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等へのアクセス

政府規制等を見直し、社会経済の構造の抜本的な改革につなげるためには、関係省庁との連携をより緊密にするとともに、地方公共団体や関係事業者を含めた国民全体における理解の増進を図ることで、競争政策の意義をより一層幅広く浸透させていく必要がある。

ウ 競争評価に関する検討会議の開催

競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施については、その定着が図られてきていると考えられるものの、各府省が作成した競争評価チェックリストを精査したところ、競争評価として適切ではないと考えられるものも散見している。

このため、競争施策の知見を有する公正取引委員会が競争評価の考え方等についての各府省からの相談対応等を実施するとともに、外部有識者からの意見等を踏まえ、競争評価の内容を向上させ、各府省の競争評価の実効性を高めることにより、競争的な市場環境を創出する

必要がある。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

規制は、一度導入されると、規制の影響を受ける事業分野によっては、規制の存在が事業活動を行う上で一定の前提条件となるなど、規制を撤廃することが困難になることがある。このため、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際には、確実に競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握する必要がある。

(2) 有効性

ア 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

実態調査報告書等において、独占禁止法・競争政策上の問題点等についての考え方を提示し、関係省庁等に対して、政府規制等の見直しを働きかけることで、政府規制等の見直しの促進につながると考えられることから、実態調査報告書等の公表件数を指標として設定し、効果を測定した。

実態調査報告書の公表件数の目標値は、各年度において1件以上となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

また、各実態調査報告書等で指摘した独占禁止法・競争政策上の考え方については、関係省庁や関係事業者団体等に説明を行うことにより、制度改正や競争環境の整備に向けた自主的な取組が行われており、実態調査報告書等の公表は、政府規制等の見直しの促進に一定の効果があつたと考えられる。

イ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等へのアクセス

実態調査の結果を公表し、広く社会一般における競争政策の意義を浸透させることは、政府規制等の見直しを推進させるものであることから、実態調査報告書等のアクセス件数を指標として設定し、効果を測定した。

実態調査報告書等へのアクセス件数の目標値は、各年度において5,000件以上となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

特に、令和2年度に公表した「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について」、並びに令和3年度に公

表した「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」及び「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」においては、アクセス件数が1万件を超えるなど、多数のアクセスがあり、社会的に高い関心があったものと考えられる。

ウ 競争評価に関する検討会議の開催

公正取引委員会が競争評価に関する各府省への相談対応等や競争評価の手法の改善を検討し、各府省の競争評価の定着及び内容を向上させることは、各府省による適切な競争評価の実施につながるものと考えられることから、競争評価検討会議の開催回数を指標として設定した。

競争評価検討会議の開催件数の目標値は、各年度において3回以上となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

また、競争評価検討会議において、各府省から提出された競争評価チェックリストを分析し、その結果を各府省フィードバックすることにより、各府省における競争評価の内容の向上に一定の効果があったと考えられる。さらに、競争評価検討会議の議論を踏まえ、競争評価チェックリストの改定やベストプラクティスの公表など、競争評価の手法の改善が図られたものと考えられる。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

各府省が、規制の新設又は改廃を行おうとする際に、競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握できるようにすることは、競争的な市場環境の創出に当たり重要となるため、競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施件数を指標として設定し、効果を測定した。

競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施件数の目標値は、各年度において100%となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

競争評価は、平成29年10月1日に本格実施されたところ、それ以降の実施率が毎年度100%となっていることから、各府省において、規制の新設又は改廃を行う場合、競争評価チェックリストを用いて競争評価を実施することは、定着が図られたものと評価できる。

他方、前記6の(1)ウのとおり、依然として、競争評価として適切ではないものもあることから、引き続き、競争評価検討会議における議論を踏まえつつ、内容の質的向上を図るための施策も併せて講じる必

要があると考えられる。

(3) 効率性

ア 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

平成30年度ないし令和3年度に実施した合計8件の実態調査は、いずれも関係省庁と緊密に連携し、関係省庁の理解を促しながら実施しており、その後の政府規制等の見直しにつながっている。また、各実態調査は、調査開始後、概ね1年を目途に実態調査報告書等を公表している。以上を踏まえると、各実態調査の実施及び実態調査報告書等の公表は、効率的に実施されたものと評価できる。

イ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等へのアクセス

各実態調査報告書等を公表した後、当該報告書等の内容の周知活動を行い、関係省庁や関係事業者等への考え方の浸透を図っているところ、各実態調査報告書等のウェブサイトに多数のアクセスがあったことから、関係者に対して効率的に内容を周知することができたと考えられる。

ウ 競争評価に関する検討会議の開催

各府省が実施する競争評価の内容を向上させるためには、経済学や規制の政策（事前）評価に係る専門家の知見が不可欠である。競争評価検討会議は、検討会という形式で、当該専門家が一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を効率的に行うことができたと考えられる。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

各府省が競争評価を実施する際に、公正取引委員会が作成した競争評価チェックリストを用いることは、競争評価に関する各府省の負担を軽減させるとともに、各府省に共通した疑問点について個々に回答する方法よりも、様式として定式化することで、公正取引委員会の事務負担を大幅に軽減するものであったと考えられる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

目標達成

(イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表件数」については、令和元年度以降は毎年2件以上の実態調査報告書等を公表するなど、数値目標を達成している。また、国民の関心が高い分野に関する実態調査を行っていることから、実態調査報告書等には多数のアクセスが寄せられているものと考えられる。

また、測定指標のうち、競争評価に関する2つの指標については、競争評価に関する検討会議は目標どおりの開催ができており、また、各府省が実施する競争評価チェックリストを用いた競争評価についても全件で実施されている。

以上から、本件取組により、政府規制分野等における競争政策の普及啓発が行われ、政府規制等の見直しや各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の定着が図られるなど、競争的な市場環境の創出が進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表を通じて競争政策上の考え方を示す取組は、政府規制等の見直しを推進し、競争的な市場環境の創出に必要なかつ有効であり、また、実態調査の対象となった分野の関係省庁と連携しながら実施することで、関係省庁の競争政策に対する理解度を高めるとともに、速やかな政府規制等の見直しにつながられている。さらに、各実態調査報告書等のウェブサイトには、目標値を大幅に超える多数のアクセスがあるなど、効率的に内容を周知することができたと評価できる。

また、競争評価検討会議を定期的で開催し、各府省から提出された競争評価チェックリストを分析し、各府省に分析結果をフィードバックする取組は、各府省における規制の政策（事前）評価に当たっての競争評価の定着や内容の向上に資するものであり、これにより、各府省において適切な競争評価が行われることになり、競争的な市場環境の創出に必要なかつ有効であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応していくためには、
①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の

政策（事前）評価に係る競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を図る必要性が高いため、現在の目標を維持し、引き続き、政府規制分野等に関する調査・検討、各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。

(イ) 測定指標

本件取組は、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省における実効性の高い競争評価の実施・競争評価の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために必要かつ有効であったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、本件取組を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省による実効的な競争評価の実施の定着を図り、競争的な市場環境の創出に努める。

ただし、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等のアクセス件数」については、目標値を大幅に超過したアクセス件数となっていることから、現在の目標値である5,000件から10,000件に見直すこととする。これに伴い、実態調査報告書等の更なる周知活動に努める必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 競争評価チェックリストを活用して各省の規制をよりよいものに改善してもらうことが重要であると思われるところ、同チェックリストの改善等は検討しているのか。</p> <p>（年2、3回開催される競争評価検討会議の場でも各省の規制に対して指摘等を行っているところであるが、同チェックリストについても必要に応じて適宜見直していきたい旨回答した。）</p>	<p>中村委員</p>
<p>○ 各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数が令和2年度から圧倒的に増えており、取組としてはよいが、今後のアクセス件数の目標値を5千件から1万件に変更しているところ、1万件とした理由は何か。</p> <p>（目標を何件にするかは非常に難しいところであるが、これまでの上手くいった取組を活かしつつ、今後も</p>	<p>南島委員 小林委員 池谷委員</p>

<p>世の中の関心が高い分野を選定し、世の中に必要とされる取組を維持していくよう目標値を倍増させた旨回答した。)</p>	
<p>○ 携帯電話市場における競争政策上の課題についてフォローアップ調査を実施しているように、他のテーマについても継続的にフォローアップ調査を実施することが効果的なこともあると思う。</p> <p>(令和2年度に公表した家計簿サービス等に関する実態調査及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査については今年からフォローアップ調査を実施しているところである。今後もテーマに応じてフォローアップ調査を実施していきたい旨回答した。)</p>	<p>多田委員</p>